

# 森林・林業基本計画の基本的な方針

前計画

新計画

## 森林・林業・木材産業による「グリーン成長」



人工林が利用期を迎えたこと等を背景に、林業・木材産業の「成長産業化」を推進

森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050カーボンニュートラルも見すえた豊かな社会経済を実現

### 目標の進捗

- ・ 森林資源は充実(54億m<sup>3</sup>)、複層林の誘導に遅れ
- ・ 国産材供給量は概ね計画どおりの31百万m<sup>3</sup>に

### 施策の方向

- ・ 原木の安定供給体制の構築
- ・ 木材産業の競争力強化／新たな木材需要の創出

### 施策の進捗

- ※ **森林**→森林経営管理制度・森林環境税を創設
- ※ **林業**→経営体の規模拡大等は進んだが取組は途上
- ※ **木材**→製材工場等の規模が拡大／中小工場は減少→耐火部材等の開発が進展、民間非住宅分野での利用も始まる

### 課題・情勢変化

- ※ **森林**→皆伐地の再造林未実施→災害の激甚化「気候変動×防災」
- ※ **林業**→伐採収入で再造林ができる林業の確立→人口減少（従事者の減少＝省力化が不可欠）
- ※ **木材**→品質管理等の徹底（JAS・KD材、集成材）→不透明な住宅需要（人口減少と新型コロナ）
- ※ **持続性**→SDGs／2050カーボンニュートラル／脱プラスチック

### ○ 森林資源の適正な管理・利用

- ・ 適正な伐採と再造林の確保（林業適地）
- ・ 針広混交林等の森林づくり（上記以外）
- ・ 森林整備・治山対策による国土強靱化
- ・ 間伐・再造林による森林吸収量の確保強化



### ○ 「新しい林業」に向けた取組の展開

- ・ イノベーションで、伐採→再造林保育の収支をプラス転換（エリートツリー、自動操作機械等）
- ・ 林業従事者の所得と労働安全の向上
- ・ 長期・持続的な林業経営体の育成



### ○ 木材産業の国際・地場競争力の強化

- ・ JAS乾燥材等の低コスト供給（大規模）
- ・ 高単価な板材など多品目生産（中小地場）
- ・ 生活分野での木材利用（広葉樹家具など）



### ○ 都市等における「第2の森林」づくり

- ・ 都市・非住宅分野等への木材利用
- ・ 耐火部材やCLT等の利用、仕様設計の標準化
- ・ 木材製品の輸出促進、バイオマスの熱電利用



### ○ 新たな山村価値の創造

- ・ 地域資源の活用（農林複合・きのこ等）
- ・ 集落の維持活性化（里山管理等の協働活動）
- ・ 森林サービス産業の推進、関係人口の拡大



【分野横断】デジタル化・新型コロナ対応・東日本大震災からの復興、みどりの食料システム戦略と調和

# 森林・林業基本計画のポイント

## 森林の有する多面的機能の 発揮に関する施策

- 森林計画制度の運用を見直し、**適正な伐採更新を確保**(伐採造林届出制度見直しと指導等の強化など)
- 優良種苗の生産体制の整備、**エリートツリー等を活用した低コスト造林**、野生鳥獣被害対策等を推進
- 間伐・再造林の推進により、**森林吸収量を確保・強化**(間伐等特措法)
- **森林環境譲与税を活用した針広混交林化**、希少な森林生態系の保護管理
- 国土強靱化5か年加速化対策に基づき、**治山事業を推進**
- 災害発生形態の変化に応じ、きめ細かな**治山ダム**の配置、森林土壌の保全強化、**流木対策**、規格構造の高い**林道整備**を推進
- 農林複合的な所得確保、広葉樹、キノコ等の**地域資源の活用**、農林地の**管理利用**の推進
- **森林サービス産業の推進**、関係人口の拡大
- 植樹など**国民参加の森林づくり**等を推進

## 林業の持続的かつ健全な 発展に関する施策

- 長期にわたる持続的な経営ができる林業経営体を育成
- **生産性や安全性を抜本的に改善する「新しい林業」**を展開。
  - エリートツリーによる低コスト造林と収穫期間の短縮
  - 自動操作機械等による省力化・軽労化
- **担い手となる林業経営体の育成**
  - 経営管理権の設定等による長期的な経営の確保
  - 法人化・協業化、林産複合型経営体など経営基盤の強化
  - 経営プランナー育成など経営力の強化等
- 人材の育成確保(**新規就業者への支援、段階的な人材育成**)
- 林業従事者の労働環境の改善(**他産業並所得の確保**、能力評価、**労働安全対策の強化**)

## 林産物の供給及び利用の 確保に関する施策

- 原木の**安定供給**(ICT導入等による商物分離、サプライチェーン・マネジメントの推進)
- 木材産業の競争力強化
  - [ **国際競争力の強化** ]  
JAS・KD材、集成材等の低コスト供給体制の整備、工場間連携・再編等による規模拡大
  - [ **地場競争力の強化** ]  
板材・平角など多品目生産に向けた施設の切り替え、大径材の活用
  - [ **JAS製品の供給促進** ]  
JAS製品の生産・利用に向けた条件整備、関係者によるJAS手数料水準のあり方、瑕疵保証制度の検討等を促進
  - [ **その他** ]  
横架材など国産材比率の低い分野、家具等への利用促進
- **都市等における木材利用の促進**(耐火部材やCLT等の民間非住宅分野への利用等)
- **木材等の輸出促進**、**木質バイオマスの利用**(熱電利用、資源の持続的な利用)

## 国有林野の管理経営に関する施策

- 国土保全など公益的機能の維持増進、林産物の持続的・計画的な供給、国有林野の活用による地域産業の振興と住民福祉の向上。
- 上記への寄与を目標とし、国有林野の管理経営を推進。

## その他横断的に推進すべき施策

- デジタル化(森林クラウドの導入、木材のICT生産流通管理、林業DX等)
- コロナ対応(需要急減時の生産調整・造林への振り替え、在宅勤務に対応したリフォーム需要の取り込み)
- 東日本大震災からの復興・創生、「みどりの食料システム戦略」と調和

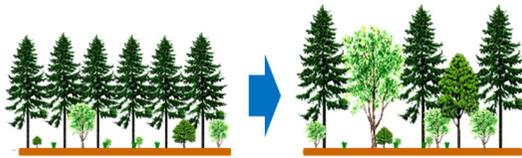
# 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策

## 主な施策

### 複層林化と天然生林の保全管理の推進

- 森林経営管理制度や森林環境譲与税等を活用した針広混交林化
- 広葉樹保残など生物多様性に配慮した施業
- 希少な森林生態系の保護、里山林の管理

広葉樹導入による針広混交林化



### 天然生林の適切な保全管理



### 育成複層林への効率的な誘導



### 育成単層林の維持



### 適切な森林施業の確保/再造林の推進

- 森林計画制度の下での適正な伐採、更新等の確保
- レーザ測量等を活用した森林情報の高度化
- 新たな技術を取り入れた省力かつ低コスト型造林の推進
- 野生鳥獣被害対策の推進
- 林道等路網の強靱化・長寿命化



エリートツリー植栽



林道の強靱化

### 国土保全の推進

- 国土強靱化5か年加速化対策に基づく森林整備・治山対策
- 治山ダム等既存施設の長寿命化
- 保安林の保全管理、林地開発許可制度の適正な運用



流木捕捉式治山ダム



間伐・筋工の設置

### カーボンニュートラル実現への貢献

- 間伐やエリートツリー等の再造林による中長期的な森林吸収量の確保・強化
- 木質バイオマス利用によるCO<sub>2</sub>排出削減、木材利用による炭素貯蔵
- 森林の公益的機能に留意した、風力や地熱発電に対する林地の適正な利用の促進



### 新たな山村価値の創造

- 広葉樹、特産林産物など地域資源の活用
- 地域における農林地の管理・利用を通じた集落の維持活性化
- 森林サービス産業等による所得確保の機会創出や関係人口の拡大



広葉樹の家具



森林空間の活用

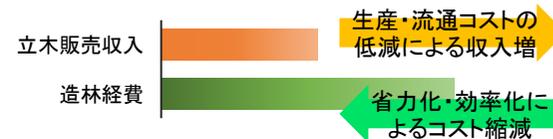
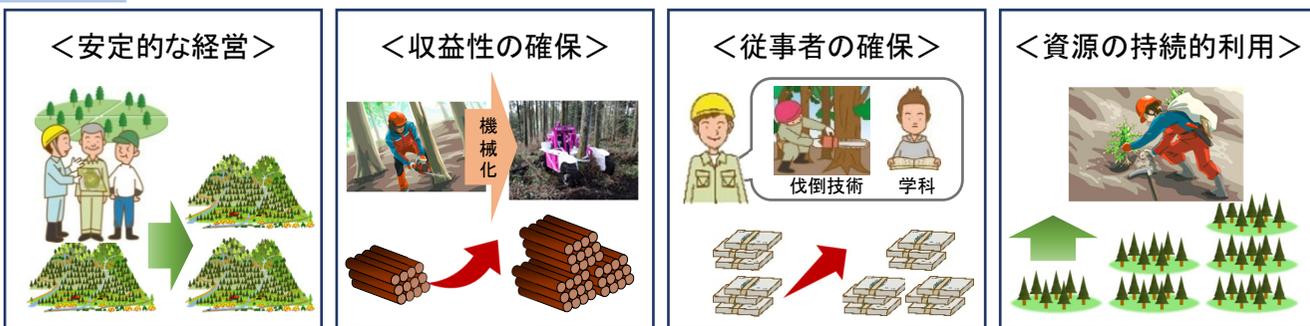
# 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策

## 望ましい林業構造の確立＝長期にわたる持続的な経営

### ポイント

- ▶ 林業経営の「**長期・持続性**」の確保  
⇒ 長期にわたり経営し得る権利等の取得と、林業従事者の所得や労働環境の向上
- ▶ 森林資源の「**循環利用**」の確保  
⇒ 適正な伐採と再生林を行う林業経営体の育成

### 方向性



## 伐採から再生林・保育の収支をプラス転換

## 主な施策

### 「新しい林業」の展開

#### ○ 造林コスト低減と収穫期間短縮

- ・ ドローン等による苗木運搬
- ・ 伐採と造林の一貫作業
- ・ エリートツリー等の活用



#### ○ 林業作業の省力化・軽労化

- ・ 遠隔操作や自動操作機械等の開発普及



#### ○ 木材の生産流通管理等の効率化

- ・ レーザ測量による森林情報の把握、ICTの活用



#### ○ 新技術の導入・産学官連携

### 担い手となる林業経営体の育成

#### ○ 長期的な経営の確保

- ・ 施業集約化と長期施業受委託、経営管理権設定の促進



#### ○ 経営基盤・経営力の強化

- ・ 森林組合法に基づく事業連携等の促進
- ・ 民間事業者の法人化・協業化の促進

#### ○ 生産性の向上

- ・ 路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの導入



#### ○ 再生林の実施体制の整備

- ・ 素材生産者と造林者のマッチング、造林作業手の育成

#### ○ 法令遵守、自主行動規範の策定

### 人材の育成・確保

- ・ 林業大学校等で学ぶ青年や新規就業者のサポート
- ・ 段階的・体系的な人材育成
- ・ 女性活躍、林福連携の促進



### 林業従事者の労働環境改善

- ・ 通年雇用化等による他産業並みの所得確保
- ・ 技能評価試験など能力評価



[10年後: 死傷年千人率の半減]

- ・ 労働安全対策の強化



# 林産物の供給及び利用の確保に関する施策

## 主な施策

### 原木の安定供給

### 木材需要に応じた最適な生産流通



### 木材産業の競争力強化

### 大規模工場と中小地場工場の競争力強化



### 新たな木材需要の獲得



### 国産材利用の裾野の拡大

### 木材の生産流通の効率化

- 原木のとりまとめ・価格交渉力の強化を通じた安定供給体制への転換
- ICTを活用した木材の生産流通管理の導入による商物分離の促進
- 地域におけるサプライチェーンマネジメントの推進

### 「国際競争力」の強化

- JAS・KD材、集成材等を低コストで安定的に供給できる体制を整備

### 「地場競争力」の強化

- 多様な消費者ニーズをくみ取り、多品目の製品供給を柔軟にできる体制を整備

### JAS製品の供給促進

- JAS規格(区分・基準等)の合理化 等

### 都市等における木材利用の拡大

- 非住宅分野等の木造化・内装の木質化
- 耐火部材等の建築実証、木造設計者育成
- 家具など生活関連分野等での利用促進

### 木質バイオマスの利用拡大

- 地域内での熱電併給・熱利用の推進
- CNF、改質リグニン等の研究開発

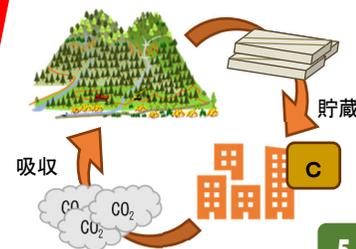
### 木材製品の輸出拡大

- 付加価値の高い木材製品の輸出促進



### カーボンニュートラル実現への貢献

- 化石燃料代替によるCO<sub>2</sub>の排出削減
- 木材利用による炭素の貯蔵



# 森林・林業基本計画に掲げる目標

## 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標

- 多様な森林がバランス良く賦存する「指向する森林の状態」に向け、望ましい森林の整備・保全が行われた場合に見込まれる5年後、10年後、20年後の状態を目標として設定。

### <森林の有する多面的機能の発揮に関する目標>

	R2年 (現況)	目標とする森林の状態		
		R7年	R12年	R22年
森林面積(万ha)				
育成単層林	1,010	1,000	990	970
育成複層林	110	130	150	190
天然生林	1,380	1,370	1,360	1,340
合計	2,510	2,510	2,510	2,510
総蓄積(百万m <sup>3</sup> )	5,410	5,660	5,860	6,180
ha当たり蓄積(m <sup>3</sup> /ha)	216	225	233	246
総成長量(百万m <sup>3</sup> /年)	70	67	65	63
ha当たり成長量(m <sup>3</sup> /ha年)	2.8	2.7	2.6	2.5

(参考) 指向する森林の状態

育成単層林	育成複層林	天然生林	合計
660	680	1,170	2,510

(参考) 指向する森林の状態に向けた誘導の内訳

育成単層林	(万ha)
木材等生産機能の発揮が特に期待されるなど育成単層林として整備される森林	660
公益的機能の一層の発揮のため自然条件等を踏まえて育成複層林に誘導される森林	340
公益的機能の発揮のため伐採が強度に規制されているなど天然生林に誘導される森林	20
天然生林	(万ha)
主に天然力により健全性が確保され公益的機能の発揮のため天然生林として維持される森林	1,150
各種機能の発揮のため継続的な育成管理により育成複層林に誘導される森林	230

- 注1: 森林面積は10万ha単位で四捨五入しているため、計が一致しないものがある。  
 2: 目標とする森林の状態及び指向する森林の状態は、R2年を基準として算出している。  
 3: R2年の値は、R2. 4. 1の数値である。

## 林産物の供給及び利用に関する目標

- 望ましい森林の整備・保全が行われた場合の木材供給量、今後の需要動向を見通した上で、諸課題が解決された場合に実現可能な木材利用量を目標として設定。

### <木材供給量の目標>

(単位: 百万m<sup>3</sup>)

	R元年 (実績)	R7年 (目標)	R12年 (目標)
木材供給量	31	40	42

### <用途別の利用量の目標>

(単位: 百万m<sup>3</sup>)

用途区分	総需要量			利用量		
	R元年 (実績)	R7年 (見通し)	R12年 (見通し)	R元年 (実績)	R7年 (目標)	R12年 (目標)
建築用材等 計	38	40	41	18	25	26
製材用材	28	29	30	13	17	19
合板用材	10	11	11	5	7	7
非建築用材等 計	44	47	47	13	15	16
パルプ・チップ用材	32	30	29	5	5	5
燃料材	10	15	16	7	8	9
その他	2	2	2	2	2	2
合計	82	87	87	31	40	42

- 注1: 用途別の利用量は、国産材に係るものである。  
 2: 「燃料材」とは、ペレット、薪、炭、燃料用チップである。  
 3: 「その他」とは、しいたけ原木、原木輸出等である。  
 4: 百万m<sup>3</sup>単位で四捨五入しているため、計が一致しないものがある。

## 「国有林野の管理経営に関する基本計画」の策定の概要

### 1 管理経営基本計画の概要

「国有林野の管理経営に関する基本計画」は、国有林野の管理経営に関する基本方針等を明らかにするため、国有林野の管理経営に関する法律第4条の規定に基づき、農林水産大臣が5年ごとに定める10年を1期とする計画。

### 2 新たな管理経営基本計画の概要

(1) 計画期間 令和6年4月1日～令和16年3月31日の10年間

#### (2) 計画の概要

国有林野の公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業施策全体の推進に貢献することとして、国土強靱化基本計画に基づく治山対策、地球温暖化対策計画に基づく成長の旺盛な森林の造成、「新しい林業」の実現に向けた技術開発と民有林への普及等の別紙の取組を推進。

#### (3) 検討の経過

令和5年9月12日	林政審議会（計画の策定方向等を説明）
10月17日	林政審議会（計画素案の提示）
10月25日	
～11月24日	パブリックコメント
12月21日	林政審議会（諮問・答申）
12月22日	計画の決定・公表



はじめに

## 1 国有林野の管理経営に関する基本方針

(1) 公益重視の管理経営の一層の推進

(2) 森林・林業施策全体の推進への貢献

(3) 国民の森林（もり）としての管理経営

## 2 国有林野の維持及び保存に関する基本的な事項

一般会計の下で、

- ・公益重視の管理経営を一層推進
- ・組織・技術力・資源を活用して森林・林業施策全体の推進に貢献

- ・花粉症対策の加速化
- ・国土強靱化基本計画に基づく治山対策
- ・路網の強靱化・長寿命化
- ・地球温暖化対策計画に基づく成長の旺盛な森林の造成
- ・30by30目標の達成に向けた生物多様性保全の取組

- ・「新しい林業」の実現に向けた技術開発・実証と民有林への普及
- ・複数年契約等を活用した林業事業体の育成
- ・市町村の森林・林業行政に対する技術支援
- ・上記の取組を民有林関係者に分かりやすい形で推進

- ・SNSを活用した情報発信

- ・生息状況等を踏まえた効果的かつ効率的な捕獲等による鳥獣被害対策



3 国有林野の林産物の供給に関する基本的な事項

- ・ 樹木採取権制度の適切な活用
- ・ 令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響等による木材需要の急変時の供給調整の実績を踏まえた供給調整機能の円滑な発揮

4 国有林野の活用に関する基本的な事項

- ・ 国土保全等への配慮と地域の意向を踏まえた再生可能エネルギー発電事業への適切な対応

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する基本的な事項

- ・ 相続土地国庫帰属制度への対応

6 国有林野事業の実施体制その他その運営に関する事項

- ・ 森林GISやドローン等を活用した業務の効率化

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

- ・ 海岸防災林の再生等の東日本大震災からの復旧・復興への貢献

# (参考) 国有林野の管理経営に関する基本計画について

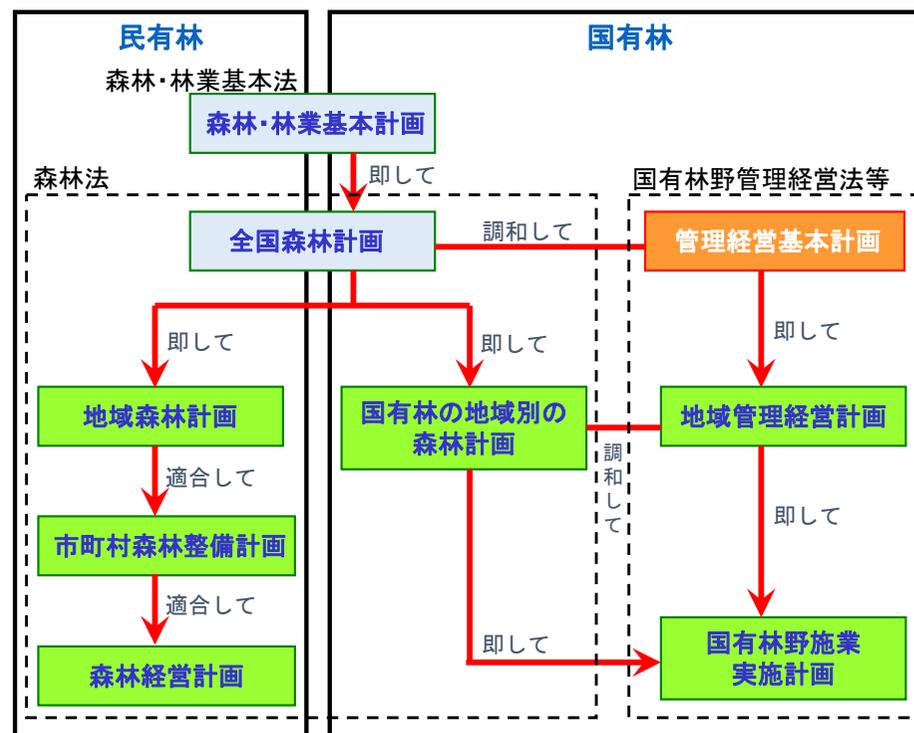
- 「国有林野の管理経営に関する基本計画」(以下「管理経営基本計画」という。)は、国有林野の管理経営に関する基本方針その他の基本的な事項を明らかにするため、「国有林野の管理経営に関する法律」(以下「国有林野管理経営法」という。)第4条の規定に基づき、農林水産大臣が5年ごとに定める10年間の計画

- 10
- 森林管理局長は、この計画に即して、流域(森林計画区)ごとに「地域管理経営計画」及び「国有林野施業実施計画」を定め、国有林野の管理経営を推進

○ 国有林野管理経営法(抜粋)  
**第4条** 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、5年ごとに、10年を一期とする国有林野の管理経営に関する基本計画を定めなければならない。

2・3 (略)

## 森林計画制度の体系



**【管理経営基本計画】** (大臣：5年ごと10年計画)  
 公益的機能の維持増進を第一として、林産物の持続的・計画的な供給、地域の産業振興等を目標とする国有林野の管理経営の方向を明確にする全国の国有林野を対象として定める計画

**【地域管理経営計画】** (局長：5年ごと5年計画)  
 地域ごとの賦存状況に応じたきめ細かい国有林野事業の運営を図るため、森林計画区を単位として定める管理経営の計画

**【国有林野施業実施計画】** (局長：5年ごと5年計画)  
 森林計画区を単位として、個々の森林の管理経営や森林施業について規定し、事業量や施業規整、伐採造林等の箇所別計画、保護すべき国有林野等を具体的に定める計画